

バスの不正な二次架装事案の概要と経緯

1. 事案の発端

販売会社である「東京いすゞ自動車(株)」が大型観光バスの新規検査の際、部品を取り外した状態で受検し、不正な手段で自動車検査証を取得した事案について、関東運輸局東京運輸支局が平成18年3月13日付けで同社を告発し、平成19年1月23日、同社のほか、大型自動車製作者の「いすゞ自動車(株)」及びバス製作会社の「ジェイ・バス(株)」^(※1)及び関係者が書類送検^(※2)されました。

(※1) 「ジェイ・バス(株)」は、「日野自動車(株)」と「いすゞ自動車(株)」が50%ずつ出資して、平成16年10月に設立されたバス製作会社。

(※2) 平成19年2月21日、「東京いすゞ自動車(株)」及び「いすゞ自動車(株)」等は略式起訴され、翌22日、両社等に対し略式命令(罰金30～50万円)。「ジェイ・バス(株)」は起訴猶予。

2. その後の主な経緯

●いすゞ自動車及びジェイ・バス関係

- 平成19年1月23日
いすゞ自動車及びジェイ・バスに対し、書類送検事案及びこれと同種の事案について調査報告指示。
- 平成19年1月30日
書類送検事案に関する報告受理。
- 平成19年1月31日
嚴重注意と業務改善指示。
- 平成19年3月2日
いすゞ自動車及びジェイ・バスからの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等を受理。

●日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、日産ディーゼル工業関係

- 平成19年1月23日
日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、日産ディーゼル工業に対し、いすゞの書類送検事案と同種の事案の調査報告指示。
- 平成19年3月2日
いすゞの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等の報告を受理し、嚴重注意と再発防止対策の実施の徹底を指示。

●その他のバス製作者

- 平成19年3月7日
平成19年3月2日のいすゞ自動車等大型四社からの報告において、いすゞの書類送検事案と同様の不正に関与したとされた三菱ふそうバス製造、西日本車体工業に対して、調査報告指示。
- 平成19年4月9日
いすゞの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等の報告を受理し、嚴重注意と再発防止対策の実施の徹底を指示。